


令和5年度
事業計画書

 社会福祉法人 奈良市和楽園

令和5年度 事業計画

社会福祉法人 奈良市和楽園

目 次

1. 法人事業計画	P 1
2. 養護老人ホーム和楽園事業計画	P 4
3. 特別養護老人ホーム和楽園事業計画	P 5
4. ケアハウス和楽園事業計画	P 7
5. わらくえん保育所事業計画	P 8
6. 児童発達支援事業計画	P11
7. 各施設主要行事予定及び 各種会議・委員会予定	P13～P24

令和5年度 奈良市和楽園事業計画

【基本方針】

社会福祉法人 奈良市和楽園は、老人福祉法第2条の基本的理念に基づき、法人の理念である「私たちは、利用者と地域の人たちのために行動します。」

「Act For Users And Regional People」を基に、創設の精神を活かし、利用者が人間としての尊厳が保たれ、地域の人たちと安心して共に生きる共生社会を目指します。また、人と人とのふれあいを大切にし、明るい雰囲気の中、高齢者が生きがいを持って、自立した生活を過していただけるよう法人の基本理念の基、和やかな笑顔と思いやりのある話し方で利用者やすべての人に接し、地域の方に愛され、必要とされる施設を目指し、心の通ったサービスを実践いたします。

【経営方針】

- 1 高いサービスの提供
より質の高いサービスの提供を目指し、人材育成による専門性を確保するとともに、その専門性を地域へ還元します。
- 2 安全・安心な施設運営
日常的に提供するサービスの検証、改善に努めます。また、清潔で明るい環境保持に努めるとともに、リスクマネジメントを確立し、安全・安心な施設運営を行います。
- 3 権利擁護と自立支援
利用者の人権を尊重し、自分らしい生活が継続できるよう支援します。
- 4 資産の有効活用と透明な事業経営
経営資産を計画的に有効活用し、職員が働きやすい労働環境づくりや各種の協力体制の強化・拡大に努め、経営責任を果たします。
- 5 地域との共生
信頼される社会福祉法人として、地域とのパートナーシップにより、地域社会に貢献します。
- 6 法令遵守
関係する法令の内容と精神を正しく理解し、遵守します。
- 7 経営改革
現場を大切にしながら効率的な事業経営に努めるとともに、環境変化に対する不断の経営改革により、継続的な活力ある経営を目指します。

令和5年度法人事業計画

経営方針に基づき、以下の項目で法人経営を進めます。

I 経営・財務戦略

- 1 社会福祉法人の事業継続戦略
 - (1) 法人の持続可能な事業経営を実践します。
 - (2) 法人の業務改革・改善による経営の安定化に取り組めます。
 - (3) 法人のガバナンス強化に取り組めます。
 - (4) 法人のコンプライアンスや内部統制の維持・強化・改善に取り組めます。
 - (5) 法人の使命である地域セーフティネットとしての経営に取り組めます。
- 2 法人傘下の各事業の運営の改善を実践する。
 - (1) 各事業改革を実践し、効率的な運営を目指します。
 - (2) 常に経営意識をもち、業務改革を目指します。

- (3) 各施設の入所人員の増強をはかり事業稼働率向上を目指します。
- 3 法人(施設等)財務状況の情報開示に努め、健全な財務状況を構築し、透明性の確保と財務規律に努めると同時に財務状況改善及び経営の安定する環境作りを目指します。
- 4 施設整備について、老朽化に伴う、中・長期修繕計画の継続と同時に機能保持の為の修繕を効率的に実施し、機能強化・設備充実等に努めます。
また、新規施設設備等は、効率的運営上、必要性を考慮した上で実施します。
- 5 法人施設の効率的な事業展開に積極的に取り組み業務改革推進に努めると同時に事業の効率性向上の為、会議や研修等へのICT活用等デジタル化推進を実践いたします。
また、昨今の社会情勢より光熱水費負担増大が見込まれるため、エネルギー等の節減に努めます。
- 6 地域共生社会に向けて、高齢者、障がい者、児童、貧困、引きこもり等の複雑化、困難化する課題に包括的に相談できるソーシャルワーク機能を有することができるよう取り組みを強化します。(継続)
- 7 高等養護学校等と協働し、実習をはじめとして障がい者の活動、参加に向けた取り組みを強化します。
また、障がい者雇用の推進にとどまらず、障がい者の就労支援、業務内容の充実支援強化を行います。(継続)

II 人事・労務管理

1 職員の働き方基本の方針

- (1) 仕事と生活のバランスのとれた状態(ワークライフバランス)を維持する
- (2) 職種間の賃金格差の解消に努め、長く働き続けられる職場になるようにいたします。
- (3) 企業主導型保育園の運営を通じて、出産、子育て等と仕事の両立支援を推進します。
- (4) 介護人材確保のため、効率的な方法(人材広告・ホームページ等)で継続的に取り組み、優秀な人材確保に努め、多様な人材確保を目指します。
- (5) 福利厚生制度の充実に努めます。
- (6) 職員健康管理の充実、特にストレスチェックの実施や職員のメンタルヘルスマン強化いたします。
- (7) 研修制度の充実と各種資格取得の為の支援及び人材育成に努めます。

III 危機管理(緊急事態対策)体制の強化

BCP計画の作成による以下の項目について体制の構築及び確保に取り組めます。

- 1 自然災害対策として将来高い確率で起こると想定されている東南海地震や想定外の台風及び水害等に対処できる体制を構築する。
- 2 備蓄計画(5ヶ年計画)の継続による備え(備品等)の確保に取り組めます。
- 3 新型コロナウイルス感染症やその他の感染症に対する感染予防、感染拡大

防止、感染経路の遮断等に徹底した対策を実施します。

- 4 防火対策として、自主避難訓練等の実施及び注意喚起に努め、訓練等による防火対策能力の強化に努めます。
- 5 事業継続するために自然災害、感染対策、防火対策、運営管理等の危機管理を総合的に対処できる体制を構築します。

令和5年度養護老人ホーム和楽園事業計画

(養護老人ホームの運営方針)

養護老人ホームは入所者の意思及び人権を尊重し、入所者に応じた自立や社会復帰の為に必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことで、入所者が自立した日常生活を営むことができるようにいたします。

また、入所者が要介護状態等、日常生活で介護が必要になった場合は、介護保険制度を利用した介護サービスを活用することで、生活での支障となる課題の解決や有する能力の維持・向上を促し、助言や介護、ソーシャルワークの充実で入所者自身のライフスタイルに応じた生活を営むことができるようにいたします。

(1) 事業管理について

- 1 入所者の高齢化による身体能力の低下及び病弱化に対応するために特定施設一般型(定員40名)による介護保険制度の介護サービスを提供し、個別援助計画に基づく介護支援等に取り組んでいきます。
- 2 入所の受け入れについては、市内はもとより県内外の各市町村にも措置入所者の確保に努めます。
- 3 私的契約利用を活用し、居室の有効利用に努めます。
- 4 入所者数として平均90%以上の入所者確保に努めます。

(2) 行事等の実施について

年間行事を計画的に実施、また、各種余暇活動(クラブ活動等)の充実及び利用者が楽しみ、生きがいとなる諸行事を計画実行するように努めます。

(3) 食生活等について

食生活を一層楽しいものとするために、入所者の嗜好などを十分に理解し、献立に工夫を加え、栄養のバランスと適切な栄養量の摂取に留意して給食いたします。また、行事食など季節に応じた食事を提供し、入所者の食生活の充実を図ります。なお食中毒の予防等食品衛生にも万全の対策を行います。

(4) 健康管理と医療について

加齢によるADLの低下に伴い、入退院が多く特に入院の長期化が目立つようになってきています。また元気であっても突然の急病や転倒による怪我等で入院するケースが多くなっていることから、今後とも一層病院との連携を密にして、適時適切な対応に努め、訪問歯科、訪問鍼灸等を含め医療の充実に努め、また、感染症予防にも積極的に取り組みます。

令和5年度特別養護老人ホーム和楽園事業計画

(特別養護老人ホームの運営方針)

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)は生活介護に重点をおいた施設であり、利用者の人格・個性を尊重し、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにケアすることを目指す。

(1) 介護の目標について

- ・ケアマネジメントから個別援助計画に基づき個々の利用者のニーズを的確に把握し、満足していただける質の高い介護を提供する。
- ・日常生活の自立・自助を目指し、積極的な機能訓練を実施する。
- ・身体拘束ゼロへの取組みを推進する。
- ・利用者の尊厳を損なう事例が発生しないよう強い覚悟と決意をもって対応する。
- ・個室化改修事業により暮らしの場の質の向上を図り、家庭的な雰囲気の中で、ゆとりのある、かつ楽しみのある生活の場とするため、日常生活のプログラムを充実させるとともに個別ケアも充実に努める。
- ・園行事への家族の参加等、家族と利用者のつながりを大事にする。
- ・認知症ケア向上のため、認知症専門ケア加算の活用ができるよう、認知症介護実践者研修、実践リーダー研修に定期的に参加します。

(2) 食事について

利用者の健康状態や嗜好などを十分に理解し、栄養ケアマネジメントに基づき栄養バランスと適切なカロリー摂取に留意し給食する。食の安全を確保するため衛生面については特段の配慮をし、調理、盛り付けにも一層の工夫を加え、楽しい食事時間とする。また行事食など季節に応じた給食の提供等、食事の種類を多くする。

(3) 健康管理と医療について

- ・高齢化・重度化する利用者に対応するため、嘱託医師と常に連絡を密にし、疾病の予防と健康の保持・増進に努めます。
- ・人権尊重、個人情報保護、自己決定の尊重を考慮した健康管理を実践する。
- ・全介護職員の喀痰吸引等の研修受講をはじめ、看護体制の強化、配置医師の緊急時対応、看取り介護など医療機能の強化を図ります。
- ・利用者のケアを充実していくため、排泄支援、褥瘡マネジメント、口腔衛生管理をはじめとする介護報酬上の加算を活用します。
- ・救急時医療は臨機に適切な対応が出来るように、常に協力病院や消防救急隊との連絡を密にする。また感染症予防に積極的に取り組む。

(4) 地域における高齢者福祉の拠点について

地域の諸行事への参加や、地域交流会等の地域に開かれた行事に地域の方が参加いただくことにより地域との交流を深めるとともに、施設の専門性を生かし地域社会の福祉課題にも積極的に関わっていくよう努める。

令和5年度ケアハウス事業計画

(ケアハウスの運営方針)

ケアハウスの運営方針は、個々の入居者の状況に配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう食事の提供、入浴の準備等を行い、相談機能の充実に努め、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応に万全を期します。

なお、定数確保が適正運営の重要な要素であることから、その充足に特段の努力を傾注します。

(1) 食事について

入居者の健康状態・嗜好などを献立に反映させ、栄養のバランスと、適切な栄養量の摂取に留意し、食事を提供します。

特別食や行事食等では、季節に応じた給食を提供します。

また、普段の給食についても提供の方法（給食の内容に応じて雰囲気作りも含め、また、普通食を提供している入居者の高齢化に伴う提供の工夫等）を工夫し、嗜好調査を随時実施し入居者の食生活の充実に努めます。

なお、食中毒の予防等、食品衛生にも万全の対策をいたします。

(2) 行事について

入居者が生きがいを持って生活できるよう、季節ごとの行事等を計画的に実施します。

入居者の外出の機会を設ける為、年2回程買い物ツアー等を実施します。

健康で、楽しく生活できる環境を整え、入居者同士の交流を深め、いきいきとした活動的な生活を送っていただけるよう努めます。

(3) 健康管理と介護保険サービス利用について

入居者の高齢化に伴い、ADL の低下で転倒による怪我や、急病で入院されるケースもある現状から、ケアハウスで少しでも長く生活を継続して頂けるように、施設の安全設備を見直すとともに、他の関係機関と連絡、調整を図り、適時適切な介護保険サービスを提供できるよう努めます。

服薬管理ができない方が年々多くなってきていることから服用の声掛けから始め、服用の確認をいたします。また、声掛けのみでは難しい方に対しては、見守りにて服用していただき、入居者の服薬管理を適宜行います。

また、家族と連絡を密にし、少しの変化についても情報の共有に努め、家族への協力も(他の関係機関にも)求めます。

令和5年度わらくえん保育所事業計画

* 保育理念

- ・私たちは、園児、保護者と地域の人たちのために行動します。
- ・私たちは、民生児童委員が設立した社会福祉法人として、創設の精神を活かし、園児が現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培えるような保育をします。
- ・私たちは、人と人とのふれあいを大切にし、明るい雰囲気の中、保育所保育指針に定める保育環境を大切にし、地域の人や職場の人達にも愛される心の通った保育を実践いたします。

* 保育目標

- ・わらくえん保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、保護者とともに以下の目標をもって保育をします。
- ・健康的な心と体を育てる。
- ・しっかり取り組む意欲を育てる。
- ・人を思う優しい気持ちを育てる。
- ・五感を通して豊かな感性と創造性を培う。

* 保育方針

- ・安全な環境の中で、子どもが満足して生活できる保育を目指します。
- ・人のかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てます。
- ・様々な体験を通して、豊かな感性を育て創造性の芽生えを培う保育を目指します。
- ・ひとり一人の個性を尊重し、自主性を育む保育を目指します。
- ・子ども的人格を尊重し個性と想像力豊かな成長を目指します。
- ・集団生活の中で、基本的な生活習慣を身につけ、友だちとの関わりの中で社会性を身につける事を目指します。
- ・家庭や職場との連携を大切に子どもの成長を見守る保育をします。

* 保育所の運営方針

職員が働きやすい環境を作るため、事業所内保育所の特性である仕事と育児の両立を目指し、家庭的な雰囲気の中で、園児一人ひとりの個性を尊重し、思いやりの心を育み保育所生活の楽しさを十分に味わえる保育を提供します。

保護者である職員との信頼関係をしっかりと構築し、協力を得て、子育ての楽しさを共有していきます。

保育所スタッフ一同自己研鑽に努め、園の掲げる保育目標に向かってチームワークを図りよりよい保育を提供していくため保育所全職員が取り組みます。

* 保育活動

(1) 児童定員

0歳児：4人 1～2歳児：11人 3歳児以上：4人 計19名

(2) 開所時間

午前6時30分～午後8時30分(月～日)

標準保育時間

午前6時30分～午後8時30分の14時間のうち8時間

(3) 職員配置(令和5年4月1日予定)

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤	備 考
所 長	1人			兼務
主任事務員	1人	1人		
保育士	7人	4人	3人	
栄養士	1人		1人	委託
調理員	3人		3人	委託

(4) 保育内容

- ・デイリープログラム(日課)については、児童の年齢に応じ保育士と所長が協議して定めるが、おやつ支給、お昼寝等は必ず含まれるように配慮します。
- ・月間及び年間計画等については職員間で協議して定めます。

(5) 子ども目線の環境づくり

- ・限られたスペースの中で落ち着いて過ごせる居場所づくりを行います。
- ・「遊・食・住」の環境を用意し、子どもたちが心地よく過ごせる場にします。
- ・子どもたちが自由に主体的に遊べるよう育ちにふさわしい環境・玩具を用意します。

(6) 保護者職員との関係づくり

- ・仕事と子育ての両立を図るため、保護者職員の働きやすい環境を作っていくための様々なサポートをします。
- ・家庭状況、環境を十分に理解し、日頃から子どもの様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりして、保護者の思いを受け止め、信頼関係を築きます。
- ・園だより、献立表の発行。

(7) 共同利用事業所の開発

- ・わらくえん保育所の安定的経営を図るため、共同利用をする事業所への働きかけを行います。

* 給食について

- ・0～2歳児 午前おやつ、昼食、午後おやつ
- ・3～5歳児 昼食、午後おやつ
- ・離乳食は、保護者の方との緊密な連携のもとスムーズな提供に努めます。初期・中期・後

期に区分し、個々の成長に合わせ、栄養士・調理・保育担当者が調節しながら提供します。

- ・アレルギー児への除去対応
- ・食育活動(クッキング、食物栽培、食べ方など)

*** 保健衛生**

- ・嘱託医による内科健診(年2回)、歯科検診(年1回)
- ・毎月の身体測定
- ・調理員、保育士の保菌検査 毎月1回
- ・施設内外の設備、用具等の清掃、消毒

*** 防災安全**

- ・避難訓練、消火訓練 毎月1回
- ・不審者対策 年2回
- ・防災設備等の保守点検

令和5年度児童発達支援わらくえん「わらきつず」事業計画書

1. 基本理念

①地域との共生

信頼される事業所として、地域社会への参加・包容(インクルージョン)合理的配慮の推進に努めます。

②「Act For Users And Regional People」

民生児童委員が設立した社会福祉法人として、創設の精神(法人理念)を活かし、障害のある子ども、本人の最善の利益を保証します。

③子ども1人1人の個性を伸ばし、専門性の高い療育を実現します。

また、保育所等の子育て支援機関との連携を進めるとともに、わらくえん保育所との連携も図りながら療育、保育モデルの構築を目指します。

④保護者支援を重視し、障害の特性や発達の各段階に応じて子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本において丁寧な家族支援を行います。

2. 療育目標

①自分らしく生き生き成長し、将来地域で自立していく姿を目標に療育を行います。

②保護者とともに子育ての楽しみや悩みを共有し、個々の子どもの特性に合わせて発達支援を行います。

③関係機関と連携をとりながら、よりよい療育が実現できるように個別支援計画を作成し、子どもの個性を大切に療育を行います。

④PDCAサイクルによる適切な業務管理を通じ、継続的な業務改善に努めます。

3. 療育方針

①安心・安全な環境の中で子どもが落ち着いて自分の力を発揮できるような療育を目指します。

②将来の自立にむけて、愛着形成を構築していける療育を目指します。

③日々の療育活動の中で、職員が寄り添い、様々な体験を通じ共感する経験を重ねることで子どもの健やかな発達を助長していきます。

④個々の子どもの発達段階に応じた療育を提供することで自己肯定感を育てます。

4. 事業所の運営方針

①職員が健康で働きやすい環境作りを目指します。

②療育に最も必要な専門性を高めるため、職員は研修や日々の臨床から研鑽に努めます。

③保護者との信頼関係を構築し、職員も一緒に子どもの成長を共有できる療育を目指します

5. 療育の内容

○職員配置

職 種	勤務形態	員 数
管理者(社会福祉士)	常勤(兼務)	1名
児童発達支援管理責任者	常勤(専任)	1名
保育士	常勤(専任)	2名

○営業日及び営業時間

営業日月曜日～金曜日(ただし祝日・年末年始休み)

営業時間8時30分～17時15分まで

○利用定員及びサービス提供時間

利用定員	サービス提供時間
第1単位 5名	9時～12時
第2単位 5名	13時～17時

○主たる対象者

障害児就学前まで

○一日の流れ(第1単位)

午前9時30分～	朝の会	来所、あいさつ・プログラム確認(絵カード利用)
午前10時～	療育活動	サーキット、散歩、ミトミック等(粗大運動)
午前11時～	療育活動	製作、造形遊び、感覚遊び(微細運動)
午前11時30分～	帰りの会	あいさつ・身支度、帰宅

○一日の流れ(第2単位 各1時間)

午後1時～	個別療育	児発管、保育士による療育
午後2時～	個別療育	児発管、保育士による療育
午後3時～	個別療育	児発管、保育士による療育
午後4時～	個別療育	児発管、保育士による療育

6.保健衛生

- ・協力医療機関との連携
- ・施設内外の設備・用具等の清掃、消毒。

7.防災安全

- ・避難訓練・消火訓練月1回
- ・不審者対策年2回
- ・防災設備等の保守点検

令和5年度 養護老人ホーム和楽園主要行事予定表

社会福祉法人 奈良市和楽園

実施月日		行事名	実施内容
4	上旬	花見ドライブ	利用者花見ドライブ
4	29	昭和の日	行事食
5	5	子どもの日	行事食
6	中旬	衛生週間	定期健康診断
7	7	七夕祭り	園内飾り付け、行事食
7	下旬	土用丑の日	練りきり（生和菓子）、うなぎ
7	下旬	地藏盆	利用者、役員参加
8	上旬	盆踊り・花火会	利用者参加、盆踊り、花火観賞
8	中旬	孟蘭盆法要	物故者初盆供養、行事食
8	16	東市高円の杜 夏祭り	近隣地域との関わり
9	中旬	敬老祝賀会	地域関係者、関係機関との交流、行事食
9	下旬	秋の彼岸法要	物故者慰霊祭
9	下旬	防火避難訓練	施設合同で実施
10	初旬	和楽園フェスティバル	利用者参加 ゲーム 行事食
10	中旬	衛生週間	定期健康診断
12	下旬	ゆず風呂	冬至 ゆず風呂
12	下旬	クリスマス会	演芸、プレゼント
1	31	大晦日	年越しそば
1	1	元旦 年賀式	正月料理、祝酒、雑煮
1	下旬	新年祝い昼食会	行事食
2	3	節分	行事食
2	下旬	ぜんざい会	利用者参加、
3	3	ひな祭り	行事食
3	下旬	春の彼岸法要	物故者慰霊祭
3	下旬	防火避難訓練	施設合同で実施

養護月間定例行事予定表

実施月	行事名	実施内容
各月 (下旬)	誕生会	月毎の誕生者紹介、特別食、バースディケーキ 映画鑑賞を実施する。 長寿と健康を祝う
各月	クラブ活動	カラオケ クラブ 職員 習字 // 職員 手芸・園芸等 職員 おやつクラブ (不定期) 職員 ヨガ教室 職員
各月	定例御詠歌	毎月上旬と定めご詠歌を唱える。 自由参加
毎月	リハビリ体操	要介護者等を対象に介護予防を目標にリハビリ体操を行い、また、仲間作りの実践を行う。
毎週	ストレッチ体操	全入所者を対象に運動機能低下防止を目的と健康維持を行う。

養護各会議・委員会予定表

実施月	会議名	内容
毎朝	朝礼	夜勤者の引継ぎ事項 当日の行事予定 緊急事項報告と連絡事項 その他
毎月	職員会議 給食会議	全職員、月間諸行事、目標の打合せ 各部署代表者、献立、栄養、嗜好調査 その他給食に関すること
毎月	サービス向上委員会	施設長 事務長 事務次長 事務員 生活相談員 支援員 栄養士 施設管理員 ケア職員

毎月2回以上 随時	処遇会議	生活相談員(計画作成担当者) サービス提供責任者、支援員 訪問介護員、栄養士、看護師 入所者の処遇に関する事
毎月	支援員会議	個別処遇方針の検討 支援員・サービス提供責任者

毎月	主任者会議 (経営会議) (衛生委員会)	連絡調整、経営内容確認検討 職員の労働環境の検討確認 施設長、事務長、特命主任等
毎月	サービス担当者会議	個別介護計画、評価、見直し 生活相談員(計画作成担当者)、 支援員 看護師
毎月	事故対策委員会	生活相談員(計画作成担当者) 支援員、訪問介護員、看護師、栄養士
	感染症対策委員会	
	身体拘束廃止及び 虐待防止委員会	
	褥瘡防止委員会	
毎月 第三木曜日	事務員会議	各部署での事務の問題点、改善点を協議し 事務の統一性を保ち効率を高める為に行う
随時 (奇数月)	防災委員会	災害備蓄品の購入検討、BCP計画等 養護・特養・ケア・保育の法人各部署の 代表
随時 (偶数月)	主任者定例会	主任者会議案件の検討 スキルアップ、情報の共有等 法人各部署の主任・副主任

令和5年度 特別養護老人ホーム和楽園主要行事予定表

社会福祉法人 奈良市和楽園

実施月日		場所	行事名	実施内容
3 4	下旬 上旬		花見	ドライブ
4	下旬		利用者定期健診	
5	5		こどもの日	行事食
5 6	25 1	1階 2階	運動会	紅白に分かれ体を使ったゲームで楽しむ
7	5 6	1階 2階	プレ七夕	短冊作り・手作りおやつ等 利用者写真と家族への手紙送付
7	7		七夕	行事食
8	3		夏祭り	行事食・ゲーム・カラオケ等
8	16		東市高円の社夏祭り	東市地区住民との交流
9	7		白寿・米寿を祝う会	長寿祝い ボランティアによる音楽会
9	14		敬老祝賀会	法人行事 地域住民との交流
9	下旬		消防避難訓練	施設合同で実施
10	5		和楽園フェスティバル	行事食・おやつ・ゲーム・体操等
10 11	下旬 上旬		紅葉狩り	ドライブ
10	下旬		予防接種	インフルエンザ予防接種希望者
11	中旬		利用者定期健診	
12	7		クリスマス音楽会	ボランティアによる音楽会
12	22 23	2階 1階	プレゼント交換会	プレゼント(利用者負担)を相互交換
12	冬至		ゆず風呂	ゆず風呂を楽しんでもらう
1	元旦		祝酒	施設長年始挨拶 行事食
1	13 16	1階 2階	初釜	抹茶・和菓子(利用者負担)希望者参加
2	2		節分	行事食
3	3		ひな祭り	行事食
3	4		こころあったかコンサート	地域行事への参加
3	中旬		消防避難訓練	施設合同実施

特養月間行事予定表

実施月	行事名	実施内容
毎月	誕生会	行事食、バースデイケーキ、花束、誕生日カードを渡し長寿と健康を祝う
毎月	カラオケ	食堂等で歌入り曲を流しての鑑賞

特養個別ケア予定表

実施月	行事名	実施内容
毎月	ケータリング	希望者に、寿司(10~5月)や弁当(6~9月)などのメニューを選んでもらい注文し提供する。(利用者負担)
毎月	喫茶	淹れたてコーヒー、紅茶、ココア等を提供する(利用者負担)

特養各会議・委員会予定表

実施月	会議名	内容
毎朝	朝礼	夜勤者の引継ぎ事項 当日の行事予定 緊急事項報告と連絡事項 その他
毎月	職員会議	全職員、月間諸行事、目標の打合せ
毎月	主任者会議 (経営会議) (衛生委員会)	連絡調整、経営内容確認検討、職員の労働環境の検討確認 施設長・事務長・総括主任・主任・特命主任等
随時	ケアカンファレンス	個別ケア方針の検討確認 介護支援専門員・生活相談員・介護員 看護師・管理栄養士・理学療法士
毎月	給食会議	献立、栄養、嗜好調査、その他給食に関すること 各職種

毎 月	特養サービス 向上委員会	利用者のケア向上にむけ、事故、感染、 虐待、褥瘡等の内容の検討確認をおこなう 施設長・生活相談員・介護支援専門員 介護員・看護師・管理栄養士・ 理学療法士・事務員 等
毎 月	事故対策小委員会	特養 所属職員
	感染症対策小委員会	
	虐待防止・身体的 拘束禁止小委員会	
	褥瘡対策小委員会	
随 時	入所者検討委員会 優先入所検討委員会	入所に係る検討・決定 施設長・主任生活相談員・介護支援専門員 主任看護師・主任介護員・主任管理栄養士 主任管理栄養士・理学療法士・生活相談員
毎 月	フロア会議	個別ケアの検討・介護実践の検討等 介護員
毎 月	事務員会議	事務に関する連絡調整 法人各部署の事務員
随 時 (奇数月)	防災委員会	災害備蓄品の購入検討、BCP計画等 養護・特養・ケア・保育の法人各部署の 代表
随 時 (偶数月)	主任者定例会	主任者会議案件の検討 スキルアップ、情報の共有等 法人各部署の総括主任・主任・副主任

令和5年度 ケアハウス和楽園主要行事予定表

社会福祉法人 奈良市和楽園

実施月日		行事名	実施内容
4	上旬	観桜会	食事会 2階テラスにてお茶会
5	5	こどもの日	柏餅
5	中旬	買い物ツアー	大型ショッピングモールへ買い物
7	7	七夕	笹飾り 行事食（そうめん）
7	上旬	BBQ	鉄板焼き等
7	下旬	土用丑の日	うなぎ料理
8	中旬	お盆	精進料理
8	下旬	夕涼みでの食事会	夕食で実施
9	中旬	敬老の日	赤飯、紅白饅頭
9	中旬	彼岸の中日	おはぎ
9	中旬	お月見	行事食（月見団子）
9	下旬	防火避難訓練	施設合同で実施
10	上旬	和楽園フェスティバル	手作り作品展示等
10	下旬	買い物ツアー	大型ショッピングモールへ買い物
11	中旬	おやつ	ぜんざい提供
12	上旬	鍋パーティー	通常食に鍋を提供
12	中旬	奈良春日大社若宮おん祭り	行事食（のっぺい汁）
12	下旬	クリスマス会	レクリエーション、プレゼント
12	22	冬至（ゆず風呂）	行事食（かぼちゃ料理）
12	31	大晦日	年越しそば
1	1	元旦 年賀式	正月料理、祝酒
1	11	鏡開き	ぜんざい
2	3	節分	巻き寿司
2	上旬	鍋パーティー	通常食に鍋を提供
3	3	ひな祭り	行事食
3	中旬	彼岸の中日	おはぎ
3	下旬	防火避難訓練	施設合同で実施
その他 お誕生日会（毎月） ケータリング（随時）			

ケアハウス月間定例行事予定表

実施月	行事名	実施内容
各月	カラオケ	毎月2回程度
	映画上映会	午後より食堂にて、映画を上映する
	買物	希望者があればタクシー利用にて実施（職員付添）
	ストレッチ体操	毎月2回程度

ケアハウス各会議・委員会予定表

実施月	会議名	実施内容
毎朝	朝礼 (養護合同)	夜勤者の引継ぎ事項 当日の行事予定 緊急事項報告と連絡事項 その他
毎月	職員会議 (養護合同)	全職員、月間諸行事、目標の打合せ
随時	給食会議	献立、栄養、嗜好調査、その他給食に関すること 名阪食品（担当栄養士・管理担当者・主任調理員） 施設長・ケアハウス職員
毎月	事故防止委員会 感染症防止委員会 身体拘束廃止及び 虐待防止委員会 サービス向上委員会 (養護合同)	事務員、生活相談員、介護員
毎月	事務員会議	事務連絡と各種打ち合わせ事項の確認 養護、特養、保育、ケアの法人各部署の事務員
随時 (奇数月)	防災委員会	災害備蓄品の購入検討、BCP計画など、 養護、特養、保育、ケアの法人各部署の担当

令和5年度 わらくえん保育所主要行事予定表

*年間行事

実施月	行事内容
4月	お花見
5月	内科検診
6月	歯科検診
7月	七夕、プール開き
8月	
9月	内科健診
10月	芋ほり、ハロウィン、フェスティバル(法人行事)
11月	
12月	クリスマス会
1月	
2月	節分豆まき
3月	ひな祭り、お別れ会

- ・身体測定、避難訓練(毎月)
- ・誕生会(随時)

*会議・委員会予定表

実施月	会議名	実施内容
毎朝	朝礼	当日の予定 緊急事項報告と連絡 その他
毎月	職員会議(養護合同)	全職員、月間諸行事、目標の打合せ
毎月	サービス向上委員会(養護合同)	施設長、事務長、事務次長、事務員、生活相談員、支援員、栄養士、施設管理員、保育所職員、ケアハウス職員
毎月	保育・児発 合同 職員会議	月間諸行事、目標の打合せ、連絡事項等
毎月	保育・児発 合同 サービス向上委員会	保育の質を高めるため、事故・感染・虐待等の内容について検討・確認を行う。 施設長・事務長・保育所職員・児発職員
毎月	給食会議	献立、栄養、嗜好調査、その他給食に関すること

		各職種
月3回程度	リーダー会議	クラス担当、事務員、
毎月	主任者会議（経営会議・衛生委員会）	連絡調整、経営内容確認検討 職員の労働環境の検討確認 施設長、事務長、特命主任等
毎月	感染症防止委員会（養護合同）	生活相談員、支援員、看護師、栄養士、保育所職員、ケアハウス職員
毎月	事務員会議	各部署での事務の問題点、改善点を協議し 事務の統一性を保ち効率を高める
年2回	保育・児発合同 感染症対策委員会	保育所・児発 所属職員
年2回	保育・児発合同 身体拘束・虐待防止委員会	保育所・児発 所属職員
年2回	保育・児発合同 事故防止・安全管理委員会	保育所・児発 所属職員
随時	防災委員会	災害備蓄品の購入検討、BCP計画等 養護、特養、ケア、保育、児発の法人各部署の代表
随時	主任者定例会	主任者会議案件の検討 スキルアップ、情報の共有等 法人各部署の主任、副主任
随時	個人面談	保育士・保護者

令和5年度児童発達支援わらくえん「わらきっず」行事予定表

実施月	行事内容
4月	お花見
5月	5月の節句
6月	
7月	七夕
8月	
9月	火災訓練(避難訓練)
10月	ハロウィン、フェスティバル(法人行事)
11月	
12月	クリスマス会
1月	
2月	節分豆まき
3月	ひな祭り 火災訓練(避難訓練)

※毎月避難訓練、誕生日会随時

令和5年度児童発達支援わらくえん「わらきっず」会議・委員会予定表

実施月	会議名	実施内容
毎朝	朝礼(特養合同)	当日の予定、緊急連絡報告と連絡、その他
毎朝	朝ミーティング	当日の予定・引継ぎ事項・その他
毎月	職員会議	月間諸行事・目標の打合せ
毎月	ケアカンファレンス (月間計画・当月振り返り会議等)	個別支援計画・モニタリングの検討、 評価確認 児童発達支援管理責任者、保育士
随時	防災委員会	災害備蓄品の購入検討・BCP計画等・養護・特養・ケア・保育・児発の 法人各部署の代表
毎月	保育・児発 合同 職員会議	月間諸行事、目標の打合せ、連絡事項等
毎月	保育・児発 合同 サービス向上委員会	保育の質を高めるため、事故・感染・虐待等の内容について検討・確認を行う。 施設長・事務長・保育所職員・児発職員
年2回	保育・児発合同 感染症対策委員会	保育所・児発 所属職員

年2回	保育・児発合同 身体拘束・虐待防止委員会	保育所・児発 所属職員
年2回	保育・児発合同 事故防止・安全管理委員会	保育所・児発 所属職員